

群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程授業実践開発コース委員会内規

令和 4. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程授業実践開発コース委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、授業実践開発コースに関する重要事項について審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) コース長

(2) コース長が指名する研究者教員 3人

(3) 教育実践センターの実務家教員のうちコース長が指名する者 3人

(4) 当該年度に本コースにおいて学生の指導教員を務める教員

(5) 教育実践センターのみなし専任実務家教員

(任 期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3号の委員の任期は3年とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 授業実践開発コース委員会に委員長を置き、コース長をもって充てる。

2 委員長は、授業実践開発コース委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。